Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-24

日韓／韓日対話 第６回企画 コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの ――（韓国）チョン・ビョンホ、（日本）光本滋の論考をもとにした対話――

정, 병호
光本, 滋
多胡, 太佑
肥後, 耕生

(Citation)
コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの

(Resource Type)
other

(Version)
Author's Original

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485228

翻訳：多胡太佑（尹太佑）

新型コロナパンデミックによる
登録金返還に関連する訴訟





チョン・ビョンホ
（ソウル市立大学法学専門大学院教授）

I. 序論

- 2020年初めに始まった新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、今までになかったオンライン教育を経験した大学生らは、教育サービスと校内の施設の正常な利用、サービスの不備を理由に登録金返還または減額を要求

- 大学と教育当局側が対応をしないと、一部の大学生が訴訟を提起

- 大学生らの訴訟は二つ

1)「大学登録金に関する規則」(2010.12.2. 教育科学技術部令第83号に改正）第３条が学生が教育サービスと施設利用サービスをまともに受けられない場合、登録金を減額できるように規定しなかった立法不作為により、請求人の平等権と財産権が侵害されたとの**違憲審判請求**

2) 大学生らが在学する諸学校法人と大韓民国を相手にして、違法行為による損害賠償と、学校法人らを相手に不当利得返還を求める**民事訴訟**

II. 違憲審判請求(憲裁 2023. 7. 20. 2020ホンマ434 決定)

1. 訴訟の経過

2020. 3. 22. 憲法裁判所 受付, 2020. 3. 31. 審判回付, 2023. 7. 20. 決定

2. 請求人の主張

- 審判対象の条項である「大学登録金に関する規則」第３条は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの場合、登録金を減額する規定を定めておらず、そのため**正常な教育サービスを受けられない学生**と**通常の教育サービスを受ける学生**を**差別**しており、**登録金規則第３条第１項に該当する学生、第４項に該当する休学者及び第５項に該当する休業者とも差別**している。したがって請求人の平等権を侵害する。
- 審判対象の条項のため一般大学は、非対面オンライン授業を行いながらもオンライン大学の１学期分の登録金より高い登録金を負わせており、その差額分の請求人の財産権を侵害する。

II. 違憲審判請求(憲裁 2023. 7. 20. 2020ホンマ434 決定)

3. 争点

大学が教育サービスと校内施設の正常な利用サービスを一定期間提供できない場合、登録金を減額することができる規定がない「大学登録金に関する規則」第３条の不真正立法不作為を争う本事件審判請求が、権利保護利益の要件を備えているかの点

［審判対象条項］

大学登録金に関する規則（2010. 12. 2. 教育科学技術部令第83号に改正されたもの）
第３条（登録金の免除・減額）①学校の長は次の各号に基づいて登録金を免除し、又は減額することができる。
１．学校の事情により学生全員あるいは一部に対して、入学金を免除し、又は減額することができる。
２．経済的事情が困難なもの及び奨学上必要であると認めるものに対しては、登録金を免除し、又は減額することができる。
３．天災地変等により登録金の納入が困難であると認めるときは、登録金を免除し、又は減額することができる。
（以下、省略）

II. 違憲審判請求(憲裁 2023. 7. 20. 2020ホンマ434 決定)

［関連条項］2020. 10. 20.　高等教育法第11条の改正前後の比較

第11条（登録金及び登録金審議委員会）①・②（省略）	第11条（登録金及び登録金審議委員会）①・②（現行と同様）
③各学校は、登録金を策定する際、教職員（私立大学の場合は、学校法人の推薦する財団のものを含める）、学生、関連した専門家などで構成される登録金審議委員会を設置・運営しなければならない。この場合、学生委員は委員全体の定数の10分の３以上にする。	③各学校は、登録金を策定する際、教職員（私立大学の場合は、学校法人の推薦する財団のものを含める）、学生、関連した専門家などで構成される登録金審議委員会を設置・運営しなければならない。この場合、学生委員は委員全体の定数の10分の３以上、構成単位別の委員は、10分の５未満にして、関連した専門家委員を選任する際は、学則の定めにより、学校を代表する側と学生を代表する側の間で協議が行われなければならない。
新設	④学校は「災難及び安全管理基本法」第３条第１号の定める災難により、学校施設の利用及び実験・実習が制限され、又は授業時数が減少するなど学事運営が正常に行われなかった場合、登録金を免除・減額することができる。

II. 違憲審判請求(憲裁 2023. 7. 20. 2020ホンマ434 決定)

［関連条項］2020. 10. 20.　高等教育法第11条の改正前後の比較

④学校の設立者・経営者は、登録金審議委員会の審議結果を最大限に尊重しなければならない。	⑤学校は、特別な事情がない限り、登録金審議委員会の審議結果を最大限に反映しなければならない。
⑤第３項の登録金審議委員会は「教育関連機関の情報公開に関する特例法」第６条第１項第８号の２の登録金及び学生一人当たり教育費算定根拠、都市勤労者の平均家計所得、第７条第３項の高等教育支援計画、登録金依存率（大学教育費に占める登録金の割合をいう）などを鑑み、該当年度の登録金を適正に算定しなければならない。	⑥第３項の登録金審議委員会は「教育関連機関の情報公開に関する特例法」第６条第１項第８号の２の登録金及び学生一人当たり教育費算定根拠、都市勤労者の平均家計所得、第７条第３項の高等教育支援計画、登録金依存率（大学教育費に占める登録金の割合をいう）などを鑑み、当該年度の登録金を適正に算定しなければならない。
新設	⑦第４項による登録金の免除・減額規模は、登録金審議委員会で議論しなければならない。
以下、省略	以下、省略

II. 違憲審判請求(憲裁 2023. 7. 20. 2020ホンマ434 決定)

４．決定要旨（不適法却下）

- 請求人は、本事件の審判請求以降通った大学からすでに納付した2020年１学期登録金の一部（2020年１学期登録金4,199,000ウォンの7.14%に該当する300,000ウォン）をコロナ-19特別奨学金の名目として返してもらい、直後に大学を卒業した。それでは、本事件審判請求が認容されても、すでに登録金を納付する必要がなくなった請求人の権利が救済されると見ることは難しいため、本事件審判請求は**主観的権利保護利益**を認められない。
- また、高等教育法が2020.10.20. 改正され、新型コロナなどによる学校施設の利用制限、又は学事運営の不備などがあった場合、登録金を減免することができる法的根拠が整えられた。したがって、本事件審判請求の対象と同様の類の侵害行為が今後も繰り返される危険があり、又は憲法秩序の守護・維持のために、それについての憲法的解明が緊要である事項としてみることは難しいため、**例外的審判の利益**も認めることが難しい。
- 結論として、本事件審判請求は、権利保護利益の要件が整っておらず、不適法である。

III. 登録金返還訴訟

１．１審（2022.9.1. 宣告 ソウル中央地方裁判所 第47民事部 2020ガハブ559003判決）

（1）事件の概要

2020年１学期から新型コロナウイルス感染症のパンデミックのため実施された非対面授業により、期待値に満たない教育サービスを受けたと考えた大学生らが、学校法人らを相手に、各100万ウォンの違法行為による損害賠償、又は不当利得返還を求める訴訟、大韓民国を相手に各10万ウォンの違法行為による損害賠償を求める訴訟を提起。

（2）当事者

1）原告

当初、原告イム〇〇他2850人が本事件の訴訟を提起し、原告らの訴訟代理人は、原告が合わせて2851人であることを前提に、訴状の請求趣旨欄に、上記の原告らを番号で特定した。しかし、上記の原告らの内、154人が本事件訴訟継続中、訴訟を取り下げ、本判決宣告日現在、原告らは原告イム〇〇他2696人、合わせて2697人のみ残る。

2）被告

淑明（スクミョン）學院他25の学校法人及び大韓民国

III. 登録金返還訴訟

（3）裁判所の判断（原告らの請求を全て棄却）

1）被告の学校法人らに対する、違法行為を原因とする損害賠償請求

ア）被告の学校法人らが、法的根拠を持たず、非対面授業を実施したことにより、原告らの期待、又は予想を著しく裏切る教育サービスを提供したとみることができるのかという点

- 法的根拠：「今後学則改正により、遡及して適用することができるようにする」とのことを主な骨子とする「2020学年度１学期大学学事運営勧告案」

- 非対面授業が、原告らの期待、又は予想を著しく裏切る教育サービスを提供したと言える証拠がない。

III. 登録金返還訴訟

1）被告学校法人らに対する、違法行為を原因とする損害賠償請求

イ）被告の学校法人らが、不当に繰越金及び積立金を積み立てたとみることができるのかという点

- 繰越金及び積立金の積立は、法令を遵守した行為であり、違法行為としてみることは難しい。

ウ）被告の学校法人らが、「非対面授業」を実施した場合、登録金の一部を返還する義務を負うとみることができるのかという点

- 一部返還の法的根拠があると認めることが難しい（当時、施行中であった大学登録金に関する規則第３条第１項第３号、又は2020.10.20. 改正、2021.1.21. 施行の高等教育法第11条第４項も登録金減免を強制する規定ではなく、任意規定）
- 信義則ないし条理に基づいて登録金返還義務を負うとみることも難しい。

III. 登録金返還訴訟

1）被告の学校法人らに対する、違法行為を原因とする損害賠償請求

エ）被告の学校法人らの「非対面授業」の実施などについて、その違法性、又は帰責事由を認めることができるのかという点

- 新型コロナのパンデミックという全世界的な災難事態と、その防疫のための政府の政策及び指針などによるものと見ることができ、被告の学校法人らにその帰責事由があると見ることは難しい。

III. 登録金返還訴訟

2）被告の学校法人らに対する、不当利得返還請求に関する判断

ア）被告の学校法人らが支給してもらった登録金全部、又は一部についての不当利得返還請求に関する判断

- 著しく不十分な教育サービスが行われたとしても、契約が無効・取消し・解除されてはいないため、不当利得に該当しない。

イ）両当事者の帰責事由のない一部の不能に対する不当利得返還請求に関する判断

- 教育サービス提供義務の一部が不完全履行であるかは別論とし、一部履行の不能があったと見ることは難しい。さらに、一部の不能の場合、一部の無効は全部無効であるとする民法第137条に基づき、全部不能であるため、原則として各在学契約全部が無効になるものの、原告が各在学契約全部の消滅を前提に不当利得返還請求をしなかったことは法理上、矛盾する。

III. 登録金返還訴訟

2）被告学校法人らに対する不当利得返還請求に関する判断

ウ）被告学校法人らが支給されて使用しなかった「実験実習費」及び「学生活動支援費」相当額の不当利得返還請求に関する判断

- 被告学校法人らは、原告らから登録金が支払われる際、上記のように、各費用の名目や用途を特定していない。

- 学校法人らが内部で予算を樹立する中で、使用目的を区別したという事情だけでは、該当目的による支出がが行われなければ、被告学校法人らが登録金のうち相当額を不当に利得したことになり（「繰越金」積立）、又は原告らに該当金額を返還しなければならないと見る法的根拠がない。

III. 登録金返還訴訟

3）被告大韓民国に対する国家賠償請求に関する判断

ア）教育部長官の非対面授業についての指導・監督義務不履行を理由とした国家賠償請求に関する判断

- 「国家と地方自治体は、学校と生涯教育施設を指導・監督する」と規定する教育基本法第17条は、教育部長官の非対面授業についての指導・監督義務という具体的な作為義務を認めるための根拠としてみることが難しい。

- 「教育部長官は学校が施設、設備、授業、学事、その他の事項に関して教育関係法令、又はこれによる命令や学則を違反した場合、期間を定めて学校の設立者・経営者、又は学校の長にその是正、又は変更を命じることができる」とする高等教育法第60条第１項も教育部長官の法律上の権限に関する規定であり、その義務に関する規定ではない。

III. 登録金返還訴訟

3）被告大韓民国に対する国家賠償請求に関する判断

イ）教育部長官の登録金返還対策の未樹立、又は登録金返還未勧告を理由とした国家賠償請求に関する判断

- 2020学年度１学期以前の大学登録金に関する規則第３条第１項第３号、2020.10.20. 新設された高等教育法第11条第４項は登録金の減免を強制しない
- 私立学校運営の自由を保障する憲法と法令に照らし、被告大韓民国、又は教育部長官が被告学校法人らに登録金返還を強制し、又は強力に勧告しなかったとし、これを違法な不作為として評価することは難しい。
- 教育部長官は、学校が施設、設備、授業、学事、その他の事項に関して、教育関係法令、又はこれによる命令や学則を違反した場合、期間を定めて学校の設立者・経営者、又は学校の長にその是正、又は変更を命じることができる」とする高等教育法第60条第１項も、教育部長官の法律上の権限に関する規定であり、その義務に関する規定ではない。

III. 登録金返還訴訟

4）結論

- 誰もが予想できなかった新型コロナ・パンデミックという全世界的な災難が2020年初め頃、いきなり発生したことにより、本事件の原告らのように、2020学年度１学期各大学に在学していた学生らとしては、当初夢を見て期待していた通りの大学生活を十分に過ごすことができず、気の毒な側面があることは確かであるようだ。

- しかし、これまで詳細に見た通り、本事件での原告らの主張及びその提出した証拠のみでは、被告学校法人ら、又は被告大韓民国に法的責任を負わせるには十分ではないと判断される。

III. 登録金返還訴訟

（2） ２審（ソウル高等裁判所第９民事部2023.7.6. 宣告、2022ナ2038770判決）

1）当事者

ア．原告

被告学院に在学する大学生ら180人

イ．被告

淑明（スクミョン）学院他８の学校法人及び大韓民国

2）請求趣旨：１審と同一

3）１審で除外した債務不履行責任を追加

控訴審裁判所はこれと違法行為による損害賠償請求、不当利得返還請求を選択的請求として判断

III. 登録金返還訴訟

（2） ２審（ソウル高等裁判所第９民事部2023.7.6. 宣告、2022ナ2038770判決）

4）裁判所の判断

第１審判決は、結論が正当であるため、これに対する原告らの控訴と、本裁判所で追加した選択的請求全部を棄却

ア．違法行為を原因とする損害賠償請求に関する主張についての判断

①非対面授業は、対面授業に比べた場合、その仕方に些細な違いがあるのではなく、その質と内容において重大な違いがあり、実際漢陽（ハンヤン）学院の一部教員が、授業の履行における不備に関して懲戒処分されたという主張について、

- 被告学校法人らが非対面授業を実施し、上記の原告らの期待、又は予想を著しく裏切る教育サービス、又は著しく不十分な授業を提供し、故意や過失による違法行為によって、原告らに損害を負わせたと断定することは難しく、他にそれを根拠づける証拠がない。

III. 登録金返還訴訟

（2） ２審（ソウル高等裁判所第９民事部2023.7.6. 宣告、2022ナ2038770判決

4）裁判所の判断

ア．違法行為を原因とする損害賠償請求に関する主張についての判断

②被告学校法人らは、特定の場合に限り、繰越金及び積立金を最小限に積み立てることができるとする私立学校法第32条の４、第１、２項に反して、不当に過度な繰越金及び積立金を積み立てたとする主張について、

- 被告学校法人らに具体的な義務を負わせる内容として見ることが難しい。

III. 登録金返還訴訟

イ．債務不履行を原因とする損害賠償請求に関する主張

被告学校法人らは、原告らから在学契約上、登録金を受け取ったにも関わらず、在学契約が定めていない非対面授業の方式を取るのみならず、図書館を閉鎖し、又は使用を制限するなど教育施設をまともに提供しなかったため、被告学校法人らの在学契約上の教育サービス提供義務は不完全履行、ないし履行不能であるという主張について、

- 被告学校法人らが2020学年度１学期に全面的、又は部分的に非対面授業を実施したという理由だけで、それがすなわち被告学校法人らの教育サービス提供義務が不完全履行、又は履行不能であると断定し難い。
- 学校施設の制限的運営は原告らを含め、在学生や国民の生命権、健康権を保護するためにやむを得ない措置である。教育施設の利用制限は、安全配慮義務の適切な履行であり、災難状況の中で防疫のための政府の政策及び指針などによるものであるため、被告学校法人らに債務不履行の帰責事由がないと判断。

III. 登録金返還訴訟

ウ．不当利得返還請求に関する主張

- 被告学校法人らの登録金請求権の範囲は、教育サービスの提供義務の履行不能限度内に減縮されるため、被告学校法人らは登録金の一部を民法第741条によって原告らに返還しなければいけないとの主張に対して、

- 提出された諸証拠だけでは、被告学校法人らの原告らに対する各在学契約上の教育サービスの提供義務が履行不能になったと見ることが難しく、他にそれを根拠づける証拠がないと判示。

終

ご清聴ありがとうございました。